

◎新潟県告示第257号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成28年3月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
関川村	1者	大島901番ほか2筆 0.2ha
聖籠町	3者	真野渡り下1925番1ほか18筆 1.7ha
新潟市	23者	北区長戸呂黒山2691番ほか248筆 25.1ha
燕市	2者	大字高木字高木1279番ほか13筆 4.2ha
弥彦村	3者	大戸割213番ほか3筆 0.6ha
魚沼市	5者	一日市1203番ほか36筆 7.4ha
十日町市	7者	上野甲1120番ほか21筆 3.1ha
津南町	7者	下船渡甲8272番1ほか90筆 14.1ha
上越市	26者	西市野口二本杉2番1ほか379筆 38.3ha
糸魚川市	1者	上野5169番 0.3ha
合計	78者	820筆 94.9ha

2 申請年月日

平成28年2月26日

3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課
新潟県村上地域振興局農林振興部企画振興課
新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課
新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課
新潟県新潟地域振興局新津農業振興部企画振興課
新潟県新潟地域振興局巻農業振興部企画振興課
新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課
新潟県魚沼地域振興局農業振興部企画振興課
新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課
新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課
新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。